

# 労働条件

Job

## 退職後の雇用保険手続き

Q. 今の会社にパートとして3年間勤めています。雇用保険に加入していて、毎月給料から雇用保険料が天引きされています。退職した場合、失業手当はもらえますか？

A. 雇用保険では、失業し再就職活動中に支給される「基本手当」という給付があり、一般的に「失業手当」と呼ばれています。原則として、基本手当は退職日以前2年間に雇用保険に加入していた期間が、通算して12カ月以上あるときに受給することが可能です。このとき、退職日からさかのぼって1カ月ごとに区切った期間に、給料の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1カ月として計算します。

あなたの場合、上記の条件を満たしていれば、基本手当を受給することができます。受給できる日数は、雇用保険の加入期間や退職理由などで異なりますが、受給できる期間は退職日の翌日（手続きを行った日ではありません）から1年間です。自己都合で退職した場合などは、手続き後3カ月ほど

は待機期間として基本手当は支給されません。従って手続きが遅くなると、基本手当を受給できないことや、途中までしか受給できないこともあります。退職後、会社から離職票が交付されたら、手続きに必要な持参物をよく確認した上で、早めにハローワークで手続きを行ってください。

また、基本手当は再就職活動中であることが条件の一つなので、妊娠、育児、けがや病気などですぐに仕事に就けない状態では支給されません。なお、このような理由の場合、受給できる期間を最大3年間延長する手続きをとることができます。

※受給できる日数や待機期間は、退職理由（自己都合、解雇等）などで異なります。

愛媛県社会保険労務士会

☎ 総合労働相談所

電話相談 月～金 16時～19時

(ただし、祝日、8/14～16、12/29～1/3は除く)

☎ (907)4868

来所相談 月～金 17時まで(予約制)